

八代市特定建設工事共同企業体事務取扱要領

(趣 旨)

第1条 八代市の発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する事務取扱いについては、別に定めのある場合を除くほか、この要領の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要領において、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とは、特定の建設工事を共同連帯して施工することを目的として、2以上の建設工事請負業者が出資して設立した単一の共同事業を営む団体をいう。

(対象工事)

第3条 共同企業体により競争を行わせることのできる工事（以下「対象工事」という。）は、八代市建設工事共同企業体運用基準（平成17年8月1日施行。）第1に規定するものとする。

(共同経営)

第4条 共同企業体は、共同施工方式を主体として、各構成員がそれぞれ資金、機械、労務等を提供して、構成員全体で組織する運営委員会を設け、工事の施工にあたる共同企業体経営方式とする。

(共同企業体の構成員)

第5条 共同企業体の構成員は、発注工事に対応する工事種別の競争入札参加資格者のうちから、市長があらかじめ選定した者の間で任意に結成するものとし、その構成員の数は、2社又は3社とする。

2 特定建設工事受注のために結成される共同企業体の構成員は、当該工事受注のために結成される他の共同企業体の構成員になることはできない。

(構成員の出資割合)

第6条 すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(代表者要件)

第7条 代表者は最大の工事施工能力を有する者とし、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(競争入札参加申請)

第8条 対象工事の競争入札に参加しようとする者は、市長が指定する日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- (3) 対象工事に係る建設業の許可通知の写し
- (4) 直近の経営規模等評価及び総合評定の結果通知書の写し
- (5) その他当該対象工事において定める要件を確認するための資料

(資格審査)

第9条 共同企業体の資格審査は、構成員全員について次に掲げる事項に関し、必要な審査を行うものとする。

- (1) 対象工事に係る建設業の許可
- (2) 対象工事に係る総合評定値
- (3) 対象工事に係る技術者の状況
- (4) 対象工事に係る工事経歴
- (5) 経営及び信用の状況
- (6) その他の必要事項

2 共同企業体に対する審査の結果は、代表者あてに通知するものとし、通知は競争入札指名通知をもって代えることができる。

(入札)

第10条 共同企業体に係る入札事務については、本市の行う入札事務の例による。

2 入札書における相手方の表示は、共同企業体の名称及び所在地並びに代表者の商号又は名称及び代表者名をもって記名押印し、行うものとする。

(共同施工の確保)

第11条 共同施工の確保を図るため、建設工事請負契約を締結した共同企業体に対し、その運営委員会の委員名及び建設工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表を提出させるものとする。

(解散の時期)

第12条 建設工事請負契約を締結した共同企業体は、当該契約の施工後6ヶ月を経過し、かつ、市長の承認を得た後でなければ解散することができない。

(共同企業体の特例)

第13条 分担施工方式による共同企業体により競争を行わせることのできる工事は、そのつど市長が決定し、取扱いについては、別に定める。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。